

プレミアム付商品券等発行支援事業



新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、小売・サービス業等の事業者支援を行い、商店街の活性化を図るとともに、地域における消費の喚起・下支えを行うため、プレミアム付商品券の発行などを行う商店街・通り会に対し助成を行います。

1. 補助対象となる団体

- (1) 商店街・通り会
 - (2) 商店街振興組合等
 - (3) 産業振興や街づくりなどの目的を持って、自主的に活動している団体 など
- ※市内に主たる事務所を有すること、定款・規約等があること、1年以上の活動実績があることなどの要件があります。詳しくは担当者にお問い合わせください。

2. 補助対象経費

- (1) 商品券に上乗せするプレミアム負担額（プレミアム率の上限：20%）
又は電子決済によるポイント付与額（ポイント付与率の上限：20%）
- (2) 事務経費（印刷費、広報費、換金手数料、委託料等）

3. 補助対象事業

補助対象者が実施するプレミアム付商品券の発行又は電子決済によるポイント付与に関する事業が対象となります。

※商品券を利用できる期間（使用可能期間）は、**6か月以内**のものに限ります。

※商品券の利用期限及びポイント付与期限は、令和5年2月28日までとし、実績報告書を令和5年3月20日までに提出できるものが対象となります。

4. 補助率・補助限度額

補助率又は補助限度額は以下のとおりです。

項目	内容	補助率	補助限度額	
プレミアム付商品券等発行支援事業			1,500万円 ※2	
※1 電子決済によるポイント付与を含む				
プレミアム負担額	・商品券に上乗せするプレミアム負担額 ※ポイント付与の場合、その付与分	10/10以内	販売金額の2/10以内	
事務経費	・商品券等の印刷に要する経費 ・宣伝及び啓発に要する経費 ・手数料、商品券の換金に要する経費 ・委託料、商品券販売等事業の実施に直接要する経費 など	9/10以内	販売金額が6,250万円超	500万円
			販売金額が6,250万円以下	250万円

※1 対象店舗を市内の店舗に限定できる場合、かつ、利用状況（決済額、ポイント付与額等）を随時把握できる場合に限り、電子決済によるポイント付与を可とします。

※2 複数の商店街、通り会等で構成する組織（連合会組織等）で、構成する団体数が2～4の組織は2倍、5以上は3倍を補助限度額とします。

5. 補助金の交付

通常の清算払のほか、必要経費を事前に概算払により交付することができます。概算払の請求には、補助金等概算払請求書及び概算払理由書の提出が必要です。

6. 申請受付期限 9月30日（金）まで ※申請額が予算額に達し次第、終了となります。

7. 申請回数 原則各団体1回限り

（他の申請団体の構成員として本事業に参加した場合、別途、商店街単独で利用期間等を同じにしたスキームでの発行はできません。）

8. 補助対象外となる事業

- (1) 参加店舗が市内に限られていないもの
- (2) 次に掲げる対象外商品等を受けることができるもの
 - ・ 不動産又は金融商品
 - ・ 商品券、プリペイドカード等の換金性の高いもの
 - ・ たばこ
 - ・ 国税、地方税、使用料等の公租公課
- (3) (2)に規定する対象外商品等を主とした店舗等を参加店舗とするもの
- (4) 電子決済によるポイント付与の対象店舗における決済額やポイント付与額等の利用状況を随時把握できないもの
- (5) 次のいずれかに該当するもの
 - ・ 当該事業の主たる効果が市外で生じるもの
 - ・ 国及び地方公共団体が実施する他の制度による補助、助成又は委託を受けているもの
 - ・ 当該事業により生じた利益、残余財産等を会員に分配するもの

9. 留意事項

- (1) プレミアム付商品券の販売単位及び1枚当たりの額面は、購入者が購入しやすいよう考慮して決定すること
- (2) 多くの方に購入又は利用されるよう工夫すること（期限を決めた購入限度額の設定など）
- (3) 転売、譲渡及び換金を行うことができないことを広く周知すること
- (4) プレミアム付商品券には適切な偽造防止策を講じること
- (5) プレミアム付商品券の販売時には混雑を回避するための対策を講じること（電子商品券の活用、抽選方式の導入など）
- (6) 感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインに基づく対策を徹底すること

10. 実績報告時に必要となる主な添付書類

- ・ 経費明細書及び支出を証明する書類又はその写し
- ・ 写真、チラシ等事業を実施したことを示すもの
- ・ プレミアム付商品券の換金状況又はポイント付与状況が分かるもの（参加店舗ごとの換金・ポイント付与状況が確認できる明細及び集計一覧表） 等

11. その他

- ・ 商品券のデジタル化により、換金事務の負担軽減や販売・使用状況等のリアルタイム可視化など、事業の効率化が図られますので、電子商品券の活用もご検討ください。
- ・ 経験の少ない商店街等でも、実績のある商店街等との共同実施や、商品券の作成・換金事務等の業務委託等によって実施をご検討ください。
- ・ 補助事業の内容及び経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後、5年間保存してください。

【問い合わせ先】	鹿児島市 産業支援課 商業サービス業係
	【電話】099-216-1322（直通）
	【メール】san-syogyo@city.kagoshima.lg.jp